

別表(第3条、第7条、第9条関係)

細事業 種	間接補助事業 内容	間接補助事業者	間接補助対象経費	3	4	5	6	7	8
細事業 種	農業協同組合等	農業協同組合等	受入体制を早期に整備するモデル地区に設定し、新規就農者の確保育成に必要な活動に要する経費(ただし、200千円/地区を上限とする)	10/10	市町村	1/2	本補助金の額	重要な変更	その他
1 産地 受入協議 会事業	(1) 産地受入モデ ル地区設置事業		【対象となる経費】 継承者募集を目的とした产地PR、就農相談会への参加、農地继承を行う先進地視察、PR素材作成、就農体験ツアーや開催(移住関連事業が活用できない場合に限る)、退職就農者を対象とした技術研修等						
	(2) 産地受入条件 整備事業		研修受入農家が研修生に対して実施する、技術・経営等の研修実施経費(ただし、480千円/研修生(40千円/月×研修生×12か月)を上限とする) 新規就農希望者の実践研修及び就農に必要な機械施設等をJA等が整備する経費(ただし、6,500千円/地区を上限とする)			1/2			
			新規就農者等の共同作業場として活用することを目的としたJA等所有の遊休施設の改修、簡易な施設の設置する経費(ただし、1,500千円/地区を上限とする)			1/2			
2 新規 就農者等 受入準備 支援事業	(1) 優良果樹園の 維持管理	農業協同組合等	新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う優良園を維持管理する経費(ただし、実施面積につき、400千円/10a、柿・ぶどう200千円/10a)	10/10					
	(2) 優良農地の受 入条件準備		新規就農者等が賃借するまでの間、生産者グループ等が行う、立地条件の良い優良農地等の維持管理、ほ場条件の改善等に要する経費(ただし、500千円/100a/地区を上限とする)			1/2			
			【対象となる管理作業】 耕うん、除草、排水対策、防風樹、畑かん施設の立て上げ、地力増進作業等						